

《令和7年度第2回帯広市行政不服審査会 議事概要》

- 1 日 時 令和7年8月20日（水） 14:20～16:10
- 2 場 所 帯広市庁舎 議会棟3階 全員協議会室
- 3 出席者 ■帯広市行政不服審査会
・佐々木会長 ・野原委員 ・佐藤委員
■帯広市行政不服審査会事務局
総務部総務室総務課
・松原室長 ・浅野法制副主幹 ・山岸主任補

《議事概要》

- 1 諮問第1号 令和5年度帯広市ばんえい競馬における戒告処分に対する審査請求について

諮問第1号事件について、審理員による審理手続及び審査請求の内容に係る審査を行った結果、次のとおり答申するとの判断がなされた。

〈審査請求の概要〉

令和5年〇月〇日に帯広競馬場で開催された令和5年度帯広市第〇回ばんえい競馬第〇日第〇競走において、騎手がゴール直前に行った動作に対して、同日、帯広市ばんえい競馬裁決委員から、ゴール直前において、騎乘法に適切を欠いた（誤解を受ける行為）ことは、騎手としての注意義務を怠ったとして、審査請求人に対して戒告処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、本件処分の取り消しを求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったものである。

〈審査会の判断〉

本件処分に対する本件審査請求は理由があると認め、本件処分は取り消すべきものであり、本件審査請求は棄却されるべきであるとする、審査庁の意見は相当ではない。

※ 審査請求に関する事項のため、諮問第1号の審査及び資料については非公開とし、本議事概要においても、詳細は記載しない。

※ 審査会が帯広市長に行った答申の内容については、別途、帯広市のホームページにおいて公開する。